

第 129 回国税委員会、第 112 回あるべき税制委員会合同会議議事録（文責森信）

2021 年 3 月 3 日、森信から「デジタルサービス税（DST）の論点」を報告、青山先生、経団連、経産省などからコメントをいただき、議論を行いました。森信の資料は別添です。

森信から、DST 導入論として、

- ・DST は売上税で、租税条約に縛られず自国の判断で導入ができるうえ、仕組みが簡素なので、国として税収の確保（とりわけコロナ禍での財政赤字への補てん）につながる。
- ・どの国でも課税されていない多国籍デジタル企業への課税は、競争条件の公平性に資する上、国民の抵抗も少ない
- ・課税の根拠としては、無形資産の生み出す「超過利益」への課税（インターネット効果が働くので売上＝利益）で、課税理論としても正当性がある。
- ・OECD の議論の合意に向けてのプレッシャーになるので、プラン B として検討すべき。

一方反論・課題として、

- ・DST は売上税なので、独占・寡占状態の中では消費者への転嫁が容易と考えられる。その場合、消費者の負担となり、デジタル消費ひいては経済に悪影響を及ぼす可能性がある。
- ・転嫁できない企業にとっては、税額控除も受けられず、売上への課税は過重な負担となりかねない。
- ・これまで目指してきた多国籍デジタル企業の租税回避への対応、あるいは超過利潤への課税という BEPS の議論から離れてしまう。
- ・租税条約の縛りがないので各国独自に課税できるが、ばらばらに導入すれば、企業の納税コストも増加し、デジタルビジネスが混乱し、市場国が課税要件を恣意的に定め、納税義務者を選別することになれば、WTO 違反になるおそれもある。

ことなど説明しました。

これに対して、わが国としては OECD 合意を優先すべき、復興税・対抗措置を講じれば国際貿易に大きな障害が生じるおそれがある、途上国では DST が濫用される可能性がある、あくまで暫定的な税制と位置付けるべき、という議論がなされました。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。